



学校図書館部会報 53

発行日：2016年12月10日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋 恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-303

Tel.042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail: gakutobukai@jla.or.jp



I N D E X

学校司書の新しい資格の提言まとまる

～日本図書館協会 学校図書館職員問題検討会 報告書～ 高橋 恵美子 2

文部科学省 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』

(平成28〈2016〉年10月)に関して 高橋 恵美子 6

京都府立学校 学校図書館司書の研修制度について 仲 明彦 9

日本図書館協会学校図書館部会役員(第36期)候補者公募のお知らせ(公示)

14

部会員の皆様へ(部会役員選出についての今後の予定のご案内) 15

部会からのお知らせ 16

別冊付録…日本図書館協会 学校図書館職員問題検討会報告書(全文)

学校司書の新しい資格の提言まとまる

—日本図書館協会 学校図書館職員問題検討会報告書—

*本稿は『出版ニュース 2016 年 10 月下旬号』に掲載されたものを、加筆・修正し、同社の許諾を得て転載しています。

日本図書館協会 学校図書館部会 部会長 高橋 恵美子

はじめに

2014 年 6 月、学校図書館法の一部が改正され、学校司書が法律に記載されることになった。しかし、司書教諭が「置かなければならない」となっているのに対して、学校司書は「置くよう努めなければならぬ」であり、また附則 2 項により学校司書の資格・養成の在り方については、今後の検討課題となっていた。

日図協は法改正に先立つ 2014 年 4 月の常任理事会で、学校図書館職員問題検討会の設置を決めた。検討会の目的は、将来の学校図書館専門職員のあり方の検討、司書教諭と学校司書の協同関係についての検討、また必要に応じての意見表明等である。当面の課題は附則 2 項に記載のある学校司書の資格・養成の在り方、及び研修についての意見をまとめることとなった。

その後 6 月の法改正があり、その対応をはさんで、検討会委員の委嘱を決めたのが 12 月の常任理事会、第 1 回検討会が開催されたのは 12 月 21 日となった。検討会委員は、座長山本副理事長、学校図書館関係者 12 名、図書館情報学研究者 4 名、理事 4 名、計 21 名の構成である。学校図書館関係者には、小学校・中学校・高校・特別支援学校の学校司書、司書教諭、住民運動、学校図書館問題研究会、当協会学校図書館部会幹事と、多方面からの参加をお願いした関係で委員の数が多くなった。

1. 報告書作成の経過

検討会会議はほぼ月 1 回のペースで行われた。2015 年 3 月の第 4 回会議では、KJ 法を用いての意見の整理を行い、7 月の第 8 回会議で報告書の大まかな構成が定まった。その後、

分担を決めての原稿執筆と検討に入る。2015 年 8 月、文部科学省の「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議（第 1 回）」が開催された。以後、報告書の作成作業と並行して文科省協力者会議の動きに対する対応も行った。報告書原稿の検討が進んだ 12 月（第 12 回）には、全体を通した報告書編集のために、山本座長と研究者から 1 名、学校図書館関係者から高橋があたることを決めた。

当初この検討会は、2016 年 3 月末日までとされていたが、報告書作成の進捗状況から延長が必要となり、2016 年 3 月常任理事会で、2016 年 9 月 30 日までと設置期間を変更した。2016 年 6 月、報告書（案）がまとまり、6 月 15 日協会 HP にアップ、7 月 15 日までの意見募集が開始された。9 月末、意見募集を受けて報告書がまとまった。10 月 4 日、協会 HP に報告書及び「報告書（案）についてのパブコメ意見とそれに対する考え方」が掲載された。

2. 文部科学省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」への対応

2015 年 8 月に第 1 回会議が開催された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」は、改正法附則 2 項を受けて、学校司書の資格・養成の在り方の検討を行うものと期待されていた。しかし、委員の一人が図書館の指定管理者である民間会社の社員であること、示された六点の主な論点（案）が、図書館資料、施設設備面での工夫、民間のノウハウの活用等で、学校司書の資格・養成の在り方の検討は、いくつもある論点に埋もれた形になっていた。文科省は学校司書の資格・養成についての検討

より、学校図書館への民間委託・派遣を進めたいと考えているのではないかと感じさせる幕開けであった。第2回会議（11月）から第4回会議（2016年3月）は関係団体のヒアリングとなった。日図協のヒアリングは第3回会議（1月31日）に行われた。検討会は、理事長発言の原稿準備と配布資料の作成を行った。ヒアリングの際の理事長発言は、学校図書館の運営に係る基本的な視点について5点と学校司書の資格・養成の在り方についての意見からなる。学校司書業務の民間委託・派遣はあり得ないこと、学校司書資格について検討中であることを発言した。

3月の第4回会議では、ヒアリングとともに「学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）」が示された。この論点整理（案）に対して、検討会で意見をまとめ、5月10日協会HPに公表、同月26日の第5回協力者会議では配布資料とされた。協会の論点整理（案）についての意見は、学校司書の資格・養成制度の検討・創設と民間事業者による運営は行うべきでない、とするものである。

5月の第5回会議では、学校司書の資格・養成等に関する作業部会が設置されることになった。作業部会の第1回は6月19日に開催された。この作業部会第1回に、6月15日に公表された検討会報告書（案）は文科省に提出され、同作業部会の配布資料となった。

3. 学校図書館職員問題検討会報告書の内容

検討会報告書の構成は、以下のようになっている。

- 1 学校図書館の使命・目的・役割
- 2 学校司書の歴史・現状及び資質能力
- 3 学校司書と教職員等との役割分担と協働
- 4 学校司書の資格・養成・研修
- 5 望ましい学校図書館職員制度のあり方

1において、学校図書館の役割を、①資料・情報提供の役割、②教育的役割、③「場」を提供する役割の3つに整理することにした。この3つの役割は、2の「学校司書に求められる資

質能力〈表3〉」、4の「学校司書に求められる資質能力と具体的な講義内容の対応〈表4〉」、「養成カリキュラムの科目構成案〈表5〉」、「学校司書を対象とした研修内容〈表6〉」にわたる3つの柱となっている。特に③「場」を提供する役割に関しては、近年重要度を増しているとの議論があった。

2では、学校司書の歴史・現状と資質能力等を扱った。学校司書に求められる資質能力を〈表3〉に整理した。

3では、役割分担と協働の必要性からはじめて、司書教諭との協働、教職員との協働、他機関の担当者との協働、の順にまとめた。司書教諭との協働に関しては、司書教諭と学校司書両方がいる学校の割合が約4割、どちらかのみの学校が約4割、両方ともいない学校が約2割という現状のうえに、発令や配置・雇用のあり方が多様である点で、まとめる難しさがあった。

4の内容は、文科省協力者会議の議論に対して日図協の意見提言の中心となる内容である。2で整理した「学校司書に求められる資質能力」を、具体的な講義内容に対応させ、養成カリキュラムの科目構成案を作成した。全体の単位数を27単位とし、A案とB案の二つにまとめている。大学が開講する際の実現可能性を考慮し、既存科目のみで構成するA案と既存科目に独自科目を加えたB案である。A案は、教職科目2科目、司書科目9科目、司書教諭科目3科目からなる。B案は、独自科目4科目、教職科目4科目、司書科目4科目、司書教諭科目2科目からなる。B案の独自科目は、学校図書館総論、学校図書館サービス・活動論、学校図書館特論、学校図書館総合演習の4科目である。研修のあり方については、研修参加に向けた条件整備が必要であること、設置者等が実施する研修とともに、自主的自律的な研修等の必要性、さらに研修内容について例示した。

5の「望ましい学校図書館職員制度のあり方」は、6月に公表された報告書（案）と比べ、より整理された形になった。将来の学校図書館職員制度を、「図書館情報学と教育学の専門教養

を習得した単一の学校図書館専門職員を創設し、新たな教育専門職員として全校に（必要に応じて複数）配置する制度」とし、「この新たな制度は、学校司書と司書教諭が合流する制度として構築する必要がある」とまとめている。望ましい学校図書館専門職員制度の要件として、a 専門の職、b 専任の職、c 正規の職、d 教育専門職の4点をあげた。さらに実現に向けての今後の課題として、当面の課題と将来に向けての課題をあげた。

4. 報告書（案）についての意見

意見募集では16の意見が寄せられた。細かな指摘とともに、さまざまな意見があった。全体として報告書（案）の内容は、おおむね支持されたと受けとめていいと思われる。細かな指摘については、受けとめる点は受けとめて修正しないし文章表現の変更を行った。以下、寄せられた意見から何点かをとりあげる。

「2 学校司書の歴史・現状及び資質能力」の「（2）学校司書の現状」に関して、「民間委託について、この形態そのものが『学校教育になじまない』と結論づけているが、評価として適切ではない。民間委託を導入してでも『学校図書館に人を置く』という努力と工夫をしていることを積極的に評価すべき」との意見があった。これに対して「民間委託については、積極的に評価する立場に立つことはできません。文科省研究協力者会議（第3回 2016.1.31）ヒアリングに対する意見及び論点整理（案）についての協会意見（2016.5.10）、ともに協会としては『学校図書館で行うべきでない』と意見表明を行っています。」の回答となった。

この意見には考えさせられる。文科省協力者会議ヒアリング（第3回、1月31日）において、学校図書館問題研究会は、民間委託に関して「学校図書館にはそぐわない」と発言し、また学校図書館を考える全国連絡会は、「2番目に大事なこことして、自治体の直接雇用である」ことをあげている。「民間委託を導入してでも学校図書館に人を置くという努力と工夫をし

ていることを積極的に評価すべき」という意見は、研究協力者会議の開催当初、文科省担当者が「民間のノウハウの活用」を強調したこと、第2回協力者会議（11月27日）のヒアリング時に文京区教育委員会の指定管理者による学校図書館への人的支援の状況が報告されたこととつながる。文科省のこの動きは、背景に研究者の一部や他の学校図書館関係団体に、民間委託導入を積極的に評価する意見があるからではないのか、と考えざるを得ない。

学校司書の資質能力に関して「〈表3、4〉の『学校司書に求められる資質能力』に『学校図書館を主体的に運営する能力』の項目が欠けている」との意見があった。この意見に対しては、「学校司書に求められる資質能力〈表3、4〉」全体が、学校図書館を主体的に運営する能力を示している、との回答になった。

学校司書と司書教諭との協働を扱った箇所では、「学校司書が専門性を発揮して学校図書館運営の主たる担当者として対等かつ主体的に職務を行うことは現状に照らして妥当である。」という意見がある一方で、これを「これまでと大きく異なる解釈」「従来とは逆」とする意見があった。この点については「学校司書が学校図書館運営において『主たる担当者』であるかどうかは、寄せられた意見でも、意見が分かれています。正規職員・有資格の学校司書の場合、『学校司書が…主たる担当者』となっている実態があります。本報告書では、学校司書は学校図書館運営における主たる担当者、司書教諭については『教諭としての専門性を生かし授業での活用を推進する主たる担当者』として整理することにしました。」との回答である。

「5 望ましい学校図書館職員制度のあり方」では、学校司書を教育職に位置づけるべきとする意見が多かった。これに対しては「学校司書を教育職で、との意見については、十分な議論ができませんでした。そのため教育専門職員の表現になっています。」との回答になっている。検討会委員の学校図書館関係者間で、この点についての意見一致はできなかった。

5. 学校司書資格についての他の団体の考え方

本検討会では、全体の単位数を27単位としたA案とB案からなるカリキュラム構成案をまとめている。それでは他の学校図書館関係団体が、どのような案を考えているかを、文科省「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」及びこの会議の下に設置された「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」の配布資料を中心にまとめておく。

第3回協力者会議（2016年1月31日）のヒアリング団体であった日本学校図書館学会は、配布資料として2015年3月31日付の小冊子「学校司書の資格と養成・研修」（14p）を出した。学校司書第Ⅰ種資格56単位程度、学校司書第Ⅱ種資格42単位程度とするものである。第3回会議の議事録では、この単位数の多さについて、委員より「学科レベルの教育課程でないといけないはず」との質問があり、「できれば学部、できれば学科で専門職を育てるのが責務であるといった立場をとっています」と回答している。

本検討会の報告書（案）は、「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」（第1回、2016年6月19日）の配布資料である。

「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」（第3回、8月2日）では、全国学校図書館協議会から「学校司書の資格について」（4p）の配布資料が出た。こちらは全14科目、28単位からなる科目構成案で、すべて必修科目である。学校教育分野3科目6単位、教育支援分野2科目4単位、学校図書館分野9科目18単位。この科目構成案の特徴は、司書資格をベースにしていないこと、司書教諭資格科目を入れていないことである。ただし学校図書館分野9科目のうち5科目は司書資格科目の読み替えも可としている。それにしても、全14科目が独自科目、うち7科目を読み替えのきかない科目とするのは、大学における開講可能性を考えると多いと思う。

第7回協力者会議（8月30日）の配布資料に、参考資料2として全日本教職員組合学校司

書部の意見が出ている。この団体は、学校司書を資格ではなく、免許と考え、司書科目24単位+学校図書館科目16単位+教職科目19単位、計59単位としている。

第7回協力者会議で文科省が出した学校司書のモデルカリキュラムは、合計24単位とし、以下の構成である。

○学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

学校図書館概論(独自科目)	2
図書館情報技術論(司書科目)	2
図書館情報資源概論(司書科目)	2
情報資源組織論(司書科目)	2
情報資源組織演習(司書科目)	2
学校図書館サービス論(独自科目)	2
学校図書館情報サービス論(独自科目)	2

○児童生徒に対する教育支援に関する科目

教職に関する科目(教職科目)	6
教育心理、教育原理、教育課程論等	
学習指導と学校図書館(司書教諭科目)	2
読書と豊かな人間性(司書教諭科目)	2

このモデルカリキュラムは、次回第8回協力者会議で最終まとめが出ることになる。総単位数、独自科目と既存科目の組み合わせで考えている点など、日図協学校図書館職員問題検討会報告書（案）のまとめは、意見提言の意義を果たしたといえるのではないだろうか。

おわりに

検討会開催にあたっては、日図協が財政再建計画のさなかにあることもあり、遠方から参加する委員4人の旅費の手当てがつかず、学校図書館部会員を中心に旅費のカンパを募ることになった。カンパに応じてくださった方たちに、この紙面を借りてお礼を述べたい。

※カンパの会計報告につきましては、次号の部会報に掲載いたします。（編集担当）

文部科学省学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』

(H28〈2016〉年10月)に関して

作成 高橋 恵美子

2016年10月20日、文科省のHPに「これからの学校図書館の整備充実について(報告)の概要」と「これからの学校図書館の整備充実について(報告) (本体)」が公表された。

学校図書館部会としてこの報告に対し、何らかの意見表明を行う必要があるかを現在検討中である。報告は全36ページにわたる内容であるため、文科省による概要の文を使用し、現時点までに部会幹事から出た指摘・意見をつける形でまとめた。

これからの学校図書館の整備充実

について(報告)の概要

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/s_hingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_01_2.pdf

検討の背景(報告本体ではp2)

○これからの学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点を整理する必要

○学校図書館法の一部改正法(平成26年6月)の附則において、学校司書としての資格・養成の在り方等について検討を行う旨の規定

1. 基本的な考え方(報告本体ではp3-5)

○これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業における様々な学習におけ

る利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割が重要

○学校図書館に期待されている役割を果たすために、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要

部会幹事から出た指摘・意見

・10月13日の第8回協力者会議の「報告(案)」と比較すると、p4、上から3つ目の○が新しく入っている。探究的な学習、「学び方を学ぶ」について言及。

2. 現状における課題(報告本体ではp6-7)

○小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など新たなニーズに応えられる図書館資料の整備が課題

○社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も一部にあり、図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが課題

○学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、その養成等の在り方が課題

部会幹事から出た指摘・意見

・p7、上から2つ目の○、第8回会議で示された「報告(案)」に新しく追加されている。特別支援学校の充実について言及。

3. 具体的な方策(報告本体ではp8-26)**①学校図書館ガイドラインの作成(p8-15)**

○学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成

- (1) 学校図書館の目的・機能(読書センター・学習センター・情報センターとしての機能)
- (2) 学校図書館の運営(校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館)
- (3) 学校図書館の利活用(児童生徒の読書活動や学習活動を充実)
- (4) 学校図書館に携わる教職員等(司書教諭と学校司書の連携・協力)
- (5) 学校図書館における図書館資料(新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新)
- (6) 学校図書館の施設(調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善)
- (7) 学校図書館の評価(外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表)

部会幹事から出た指摘・意見

・文科省が学校図書館についての考え方を示すという点では、このガイドライン作成は1959年(昭34)の学校図書館基準以来のこととなる。

・1959年の基準は、学校図書館職員について法律にないことが書かれている基準という問題はあるが、学校図書館を構成する三つの要素

((1)図書館職員、(2)図書館資料、(3)図書館施設)の記述があること、また機能の1に「学校図書館は奉仕機関である」、2に「学校図書館は指導機関である」とあり、学校図書館は図書館であるとの考えが明確である。

・p8、下から2番目の○、「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、」「教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。」の記述は、はたしてどうか?校長は学校図書館に関して必ずしも専門性を有するわけではない。これを「館長」とすることは図書館専門職の専門性を軽視するものではないか?校長の職務は「校務をつかさどり、所属職員を監督する」ことであり(学校教育法)、その解釈として「館長」とするのは無理がないか?

・p8、下から2番目の○、校長のリーダーシップを強調することは、はたしてどうなのか。現に、極端な良書主義を求める管理職が存在すること、一部の進学校で図書館の第一の機能を受験のための自習室と考える管理職が存在するなどの問題がある。

・p8、下から2番目の○、同様に校長のリーダーシップを強調することは、はたしてどうなのか。学校図書館の充実に管理職の理解が大きな役割を果たすことは事実だが、一部の自治体に成功例があるからといって、これを全体に応用してもいいのだろうか?

・p10、上から4つ目の○、「具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス

等を考慮した柔軟な対応も必要となる。」とあるのはよい。

・図書館資料に関する記述の詳細さ、図書館施設に関する記述に対して、それを実現するための経費の確保に関する記述がどこにもない。

・p 12、1 番下の○、図書館資料の学級文庫等の分散配置が有効であるかどうかは疑問である。生徒の現状をみてそれが適する状況か、適切な管理が可能かなど、慎重な検討を要する事項と思われる。

・p 15、最初の○、学校図書館の評価にPDCAサイクルの考え方をもち込むことは妥当なのか。PDCAサイクルは、事業活動の生産管理や品質管理のための手法であり、これを教育現場に持ち込むことに危険な側面はないか。適切な評価手法の検討が必要と思われる。

②学校司書のモデルカリキュラムの作成 (p16-23)

○学校司書の養成は現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切

○学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

学校図書館概論

図書館情報技術論 図書館情報資源概論

情報資源組織論 情報資源組織演習

学校図書館サービス論 学校図書館情報サービス論

児童生徒に対する教育支援に関する科目

学校教育概論

学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性

※ 枠で囲んだ科目（文科省資料では網掛け）は学校司書の独自の科目、一部の科目は読み替えが可能

部会幹事から出た指摘・意見

・p 16 の 2 つ目の○、「地方分権推進計画」を引用して「職に就くための資格として全国的に一律の義務付けを行うこと」の困難さとガイドラインとしたことの理由をあげている。

・p 16 の 3 つ目の○、前の文に続いて「現状において学校司書に何らかの資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難である」としている。

・10 月 13 日の第 8 回協力者会議の報告（案）では 12 科目 24 単位であったのが、最終的には 10 科目 20 単位となった。教職の 3 科目が学校教育概論として独自科目となったことによる。その結果、独自科目は 4 科目になった。独自科目のうち 3 科目は読み替え可能である。（読み替えの場合は最大 26 単位）

学校図書館概論

→司書教諭科目「学校経営と学校図書館」と読み替え可。

学校図書館情報サービス論

→司書科目「情報サービス論」「情報サービス演習」2 科目の履修により読み替え可。

学校教育概論

→教職科目「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目 3 科目の履修により読み替え可。

3 科目の履修が必要であるとの記述は、p 20 の一番下の○にある。

・学校司書のモデルカリキュラムは示されたが、司書資格・司書教諭資格のような省令による裏付けがない。今後省令に定める取り組みが必要である。

・独自科目が増えたことで、大学が開講する可能性がさらに低くなった。

③今後求められる取組 (p24-26)

○国→ 学校図書館ガイドライン及び学校司書のモデルカリキュラムの周知や普及

○教育委員会等→ 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進

部会幹事から出た指摘・意見

・ p 26 の最初の○、民間業者からの派遣・委託に関する記述は、法改正直後の見解に戻った形となり、よかった。2015 年 8 月の第 1 回の協力者会議、11 月の第 2 回会議で懸念された

民間業者からの派遣・委託を認めていく方向性は払しょくされた。日本図書館協会、学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会がヒアリング等において、認めるべきでないと主張したことが反映されたと思われる。

・ p 26 の最後の○、これも 10 月 13 日の第 8 回会議の「報告（案）」に新しく加わった内容である。PDCA サイクルによる評価は妥当なのか、検討が必要。

文科省の概要には入っていない点（追加）

部会幹事から出た指摘・意見

・ p 27 の「学校司書のモデルカリキュラム」、並びに p 29 の「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」の表のあとの付記部分。

「学校図書館情報サービス論」の読み替えについては「この 2 科目を履修した場合」とされているのに対し、「学校教育概論」の読み替えには、同様の記載がない。1 科目の履修でいいのか、3 科目の履修が必要なのかがわかりにくい。

京都府立学校 学校図書館司書の研修制度について

京都府立洛北高等学校 学校図書館司書 仲 明彦

1. 京都府立学校の構成

京都府立学校の学校数は、2016 年度現在、全日制高校 46 校、全日制分校 3 校、昼間定時制高校 1 校、併設夜間定時制課程 4 校、昼間定時制分校 4 校、夜間定時制分校 2 校、併設通信制課程 2 校、特別支援学校 11 校、特別支援学校分校 5 校（休校中含む）である。また全日制高校 3 校に附属中学校が併設されている。

うち学校図書館司書の配置は、全日制高校 46 校、全日制分校 3 校、昼間定時制高校 1 校、併設夜間定時制課程 4 校、特別支援学校 1 校で、55 校。2016 年度は、正規職員 50 名（京都府立図書館長期研修 2 名含）、再任用職員 2 名、定数内の常勤職員（本稿ではフルタイムで勤務する職員を意味する）5 名、という構成である。附属中学校には司書は配置されておらず、高校司書が兼務している。

2. 学校図書館司書制度

京都府の学校図書館司書制度が実現したのは1971（昭和46）年9月である。1976年に採用試験が開始され、京都府公立学校職員採用試験において「学校図書館司書」の区分で独自に実施されている。受験資格は「司書の資格を有する（取得見込み含む）方」で、採用時（4月1日）の上限年齢が25歳となっている。

京都府立図書館等に勤務する職員は、京都府教育委員会事務局職員（司書及び文化財保護技師）採用選考試験が別に実施されるが、府立学校と府立図書館の人事交流が数例ある。また2000年度より、府立学校に籍を残したまま2年間、京都府立図書館の業務に従事する長期研修が続いている。

京都府の学校司書制度の歴史については、京都府立高等学校教職員組合学校職員部司書委員会（以下、府高司書委員会）のサイト内「司書委員会小史」に詳しい。

<https://sites.google.com/site/shishoiinkaidesu/xue-xiao-tu-shu-guan-si-shu-xiao-shi>

また近年の採用状況等については資料1（本紙13ページ）の一覧表をご覧ください。

3. 新規採用者研修

京都府教育委員会が主催する新規採用学校図書館司書に対する研修制度について、十分に把握しているわけではないが、昨年度（2015年度）新規に採用された2名にその様子を伺ってみたのでまとめてみる。

教育委員会より参加を指定された研修講座の名称と内容は、以下のようである。

①「開講式等」

教職員としての自覚と心構え／人権教育、特別支援教育の基本的な視点

②「初任期スタート」

健康安全教育／京都府の社会教育／法令順守、福利厚生

③「学校図書館司書1」ビジネスマナー

④「学校図書館司書2」

学校図書館の学習・情報センターとしての機能／調べ学習を構想する

⑤「コミュニケーション」

生徒、教職員、保護者とのコミュニケーション

⑥「防災体験」

安全教育／応急処置

⑦「人権教育」

京都府の人権教育／同和問題

いずれも、教諭や事務職員など他職種の方々と共通に受講する講座であり、内容も京都府の教職員としてのあり方にかかわることが中心である。

③の「学校図書館司書1」は、事務職員の方々と同時受講。④の「学校図書館司書2」は、「図書館教育講座」という、小・中・高・特別支援学校の全教諭、図書館教育関係者を対象（申込希望制）とした講座を読み替えたものである。つまり新規採用学校図書館司書のみを対象とした、司書としての専門性にかかわる研修は皆無である。

また、埼玉県などのように、県教育委員会が主催し司書部会が企画・運営するような新規採用者研修や、神奈川県・長野県のように、県教育委員会と教職員組合が内容を協議して実施する新規採用者研修も実施されていない。つまり京都府の新規採用学校図書館司書に対する研修体制は、甚だ不十分であると言えない。

また、昨年度の研修について、2名に感想を伺ったので簡単にまとめて紹介する。

役立ったこととしては「教諭等と同内容の受講ができ、京都府の職員・教育現場に勤務する職員という意識につながる」ということだった。

課題としては「学校図書館に関する研修が1日というのは不十分」「年度始めに、一年間の業務・活動の見通しがもてる内容の研修が必要」という点が先ずあげられた。特に昨年度は図書館勤務経験が無い方も採用になられたので、その感を強く持たれたことと思う。新たに採用された方にとっては当然のご意見であり、今後の大きな課題だろう。さらに言えば、司書の専門性にかかわる研修を実施する場合は、新しく常勤職員として採用になられた方も対象とすべきではないだろうか考える。

他に、図書館に来る様々な課題を抱えている生徒への対応にかかわる研修や、授業・HRと連携して図書館が学校の教育活動と深く関わっていくためには、教諭の仕事内容について理解できるような機会も必要ではないか、という感想を述べられていた。

4. 京都府立高等学校図書館協議会司書部会

新規採用者研修に紙幅を割いたが、不断の研修の場として、京都府立高等学校図書館協議会司書部会(以下、司書部会)の研究活動がある。司書部会と言うまでもなく、京都府立学校に勤務する学校図書館司書で構成する公の研究団体である。

司書部会では、教諭なども含んだ図書館関係教職員で構成する京都府立高等学校図書館協議会全体の活動も担当しながら、毎年独自に研究テーマを定めて研究活動を展開している。

大きな活動の流れとして、総会(4月)にて当該年度の研究テーマを確定し、夏期研修会(8月)、研究大会(12月)では、基本的にテーマに沿った内容でプログラムを設定し、実践交流、研究協議を行っている。また京都府の地勢

上の特色等に鑑み、6つのブロックを設けているが、そのブロック毎でも活発な研究活動が行っている。

本年度の研究テーマの柱の一つが「多様なニーズに応える図書館」。図書館活動のすべてを含むテーマだが、いわゆる「障害者差別解消法」の施行に合わせ、特別な教育的ニーズをもつ生徒に対する図書館の対応を、改めて考えていくことも大きく意識して設定したテーマである。まだまだ端緒についたばかりだが、先ずは各ブロックで『多様性と出会う学校図書館 一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ』(野口武悟・成松一郎編著、読書工房、2015)を用いた読書会、各校の状況交流などが行われている。また本年の研究大会では、京都府立盲学校に長年勤務している司書に、その経験をお聞きする機会を設ける予定だ。

柱のもう一つが「図書館からの情報発信」。近年のwebやSNSの広がり、ICT機器の発達を踏まえ、従来の紙媒体を中心とした広報活動だけではない、効果的な情報発信のあり方を考えていこうというものである。先ずは現状把握のため、図書館からどのような形式で情報発信を行っているかを、司書部会内でアンケートを試みた。今後集計、分析も加え、各校の活動に生かしていきたいと考えている。

司書部会の研究活動内容の例示として、今年度の夏期研修会で行われた実践報告4本の内容を紹介する。

①「図書館からの情報発信

～図書館前ディスプレイを活用して～

N高図書館で作成された動画によるデジタルサイネージの紹介。「新着図書案内」「月毎のテーマ本紹介」「教職員のオススメ本紹介」「図書館マナー・利用案内」などなど、多様な動画番組配信が反響を呼んだ。

②「図書館イベントやってみよう！」

～新企画熟考～

地区ブロック内各校の多彩な図書館イベントの紹介と、昨秋K高・S高2校で取り組まれた図書館クイズイベント～「リアル脱出ゲーム」(株式会社SCRAPによる登録商標)を模したもの～の実演。当日参加司書全員で謎解きゲームに取り組み、大いに盛り上がった。

③「読書へ誘うブックトーク」

家庭科教諭から依頼を受け、授業で実施したブックトーク(お題「あなたの知らない世界」)の実演。

④「伏見学への招待」

図書館はどのように総合学習を支援したか? 学年と協働して取り組んだ総合的な学習「伏見学」に対する、図書館からのきめ細かな支援の報告。

5. レファレンス協同データベースへの参加

司書部会は、その組織単位として国立国会図書館レファレンス協同データベース(以下、レファ協)の参加館となっている。レファ協開始当初、学校図書館は参加館の対象ではなかったが、司書部会では2008年度より実験参加し、取り組みをすすめてきた。現在は学校図書館へも参加対象が拡大され、39の学校図書館(*1)が参加しているが、その嚆矢としての役割を果たせたと考えている。京都府立学校のレファレンス事例の一部は、一般公開事例としているので是非ご覧になっていただきたい。

今後、京都と同様に組織単位で参加している、神奈川、埼玉、東京の司書部会とも交流を深め、さらに有効にレファ協を図書館活動に生かしていく方策を模索するとともに、京都府立学校

の図書館活動の蓄積を、図書館全体に、一般にも還元していきたいと考えている。

蛇足だが、レファレンスについて継続的に研修に取り組まれている司書部会も多いと思う。学校図書館のレファレンス事例を共有することは、日々の活動にとって大きなバックアップになると考える。ぜひレファ協への参加を呼びかけたい。

*1 2016年10月6日現在のレファ協「参加館プロフィール」による。また組織単位の参加も含む。

6. 最後に

本年6月17日、京都府開庁記念日記念式典に際して、司書部会が「長年府立高校の学校図書館司書による研究活動や情報交流を行うとともに、毎年研修会、研究大会を開催して全国の先進的な取組に学んだり、自校の実践を紹介したりするなど、授業等での学校図書館の活用と府内高校生の読書活動の推進に尽力」を事由に、優良職員表彰を受けた。すでにご退職された先輩司書の方々をはじめ、すべての学校図書館司書の地道な実践の積み重ねの結実と素直に喜んでいるところだ。日々の図書館活動の大きな源泉の一つが、司書部会での様々な研究活動であることは言うまでもない。

更に京都府では、職員団体においても府高司書委員会を中心に、理論からすぐに役立つ図書館グッズの制作まで学習・教研活動が盛んにとりくまれていること、家庭・地域文庫や公共図書館とも連携した学習会等を開催していることも付け加えておく。

また、日本図書館協会は勿論のこと、学校図書館問題研究会など、諸団体が開催する様々な研修の機会に積極的に関わり、学校図書館司書の専門的資質の向上を目指していきたい。

資料1 学校図書館司書配置状況

年 度	司書 配置 校数	正 規 配置 職員	正 規 配 置 職 員 の 内			常 勤 職 員	長期 研修 (府立図書館)	年 度 末 人 事 異 動		採 用 試 験 (次年度)	備 考
			新 規 採 用	府 立 図 書 館 よ り 転 入	再 任 用 職 員			当 該 年 度 末 退 職 者	府 立 図 書 館 へ 転 出		
1993	57校	55名	2名			2名		1名		実施	
1994	57校	56名	1名	1名		1名		2名			
1995	57校	54名				3名		2名		実施	
1996	57校	54名	2名			3名					
1997	57校	55名		1名		2名		1名			
1998	57校	54名				3名					
1999	56校	54名				2名				実施	洛北高校定時制課程募集停止のため司書引き上げ
2000	55校	54名	1名			1名	1名	2名			・山城高校定時制課程募集停止のため司書引き上げ ・府立図書館への長期研修が始まる
2001	55校	52名				3名	1名	1名			
2002	55校	51名				4名	1名		1名		
2003	55校	50名				5名	1名	2名			
2004	55校	49名			1名	6名	1名	3名		実施	
2005	55校	49名	3名		1名	6名	1名	2名(1名)		実施	年度末退職者の(1名)は再任用職員
2006	55校	49名	3名			6名	1名	3名		実施	
2007	55校	50名	3名		1名	5名	1名		1名	実施	
2008	55校	53名	3名	1名	1名	2名	1名	(1名)	1名		・A高校司書が事務室との兼務を強要される事例。翌年度専任に戻る。 ・年度末退職者の(1名)は再任用職員
2009	54校	52名		1名		2名	1名	2名			・城南高校と西宇治高校が統合し城南愛創高校創設 ・八幡高校と南八幡高校が統合し、それぞれ京都八幡高校北キャンパス、 京都八幡高校南キャンパスへ
2010	54校	50名				4名	1名			実施	
2011	54校	51名	2名			3名	2名		1名		
2012	54校	51名		1名		3名	2名	1名			
2013	54校	50名				4名	2名	2名			
2014	54校	49名			1名	5名	2名	1名	1名	実施	
2015	55校	51名	2名	1名	2名	4名	2名	1名			清明高校(昼間定時制)創設
2016	55校	50名			2名	5名	2名				

※ 本稿では再任用職員は正規配置職員に含んでいる。

※ 本稿では常勤職員は定数内のフルタイムで勤務する職員を意味している。

2016 年 12 月 10 日

日本図書館協会学校図書館部会役員(第 36 期)候補者公募のお知らせ (公示)

部会長 高橋 恵美子

日本図書館協会学校図書館部会第 35 期部会役員の任期満了にともない、学校図書館部会規程第 8 条および学校図書館部会役員選出要綱にもとづき、下記のとおり次期役員の候補者を公募いたします。

記

1. 役職と定数、任期 (学校図書館部会規程第 8 条による)

役職と定数: (1)部会長 1 名 (2)副部会長 1 名以上 2 名以内

(3)幹事 20 名以内 (4)監査 1 名以上 2 名以内

任期: 2 年間 (2017 年度～2018 年度)

2. 候補者応募資格

日本図書館協会の会員で、かつ学校図書館部会に所属されている方 (施設会員に所属される方を含みます)

3. 応募方法

以下の記載事項を明記して、下記送付先に応募期限内 (必着) に送付して下さい。

自薦・他薦(推薦)を問いませんが、他薦の場合は、候補者本人の了解を得て応募して下さい。他薦の場合の推薦者も、日本図書館協会の会員で学校図書館部会に所属されている方 (施設会員に所属される方を含みます) に限ります。

1)記載事項

(1)応募する役職 (2)候補者氏名 (3)勤務先・所属等の名称(勤務先や所属先等が特にない方は「特になし」とお書き下さい) (4)郵便番号・郵送の宛先 (5)電話番号(自宅・携帯・勤務先等いずれでも構いません。勤務先の場合、連絡可能な時間や内線番号あるいは呼び出しの部署なども適宜記して下さい) (6)電子メールアドレス(お使いでない方は「なし」とお書き下さい) (7)他薦の場合は、候補者本人の(1)～(6)の情報の加え、推薦者氏名と推薦者についての(3)～(6)の情報および候補者本人の了解を得ている旨の記述

2)送付先(応募連絡先)

(郵送の場合) 〒167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31 東京都立杉並工業高等学校図書館

中村崇 宛

(電子メールの場合) gakutobukai@jla.or.jp 宛

4. 応募締切(必着) 2017 年 2 月 10 日(金)

5. 応募いただいた個人情報および役員選出に関する情報の扱いについて

応募の際にご提供いただいた個人情報は、役員選出手続のために使用します。また、役員により、部会運営のための諸事務に使用される場合があります。これら個人情報のうち(1)応募する役職(2)候補者氏名 (3)勤務先・所属等は、一般に公表されます。

応募・辞退の状況等役員選出に関する公の情報は随時すべて公開しますが、個別に受けたお問い合わせ、候補者が重複した場合に役員選出要綱に基づいて行われる協議調整の協議内容については、当事者の合意がない限り公開しません。

6. 部会役員選出についてのお問い合わせ窓口

〒167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31 東京都立杉並工業高等学校図書館 中村崇
電話 03-3394-2471(代)

以上

部会員の皆様へ（部会役員選出についての今後の予定のご案内）

学校図書館部会幹事会

今年度で部会役員の任期（2年間）が終了いたします。部会員の皆様には、この間部会運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これにともない、前ページでの「お知らせ（公示）」のとおり、次期部会役員を公募いたします。部会員の皆様のご参加・ご協力をお願いいたしますとともに、今後の予定をご案内申し上げます。

○2017年2月10日応募締切（必着）です。

○応募者が定数と同数以下の場合は、ご応募いただいた方については次期役員に確定となります。

応募者が定数を超えた場合は、応募締切後に部会長（またはその代理人）から、各候補者に、応募の状況をお知らせし、協議調整の呼びかけ・仲介を行います。

○協議調整が成立しなかった場合、2月後半頃、各候補者に、選挙広報の原稿作成をお願いいたします（締切までの期間が短い可能性があります）。

○3月下旬頃、部会報を発行し、部会員の皆様に以下のお知らせをいたします。

- ・ 応募の状況・その後の経過・結果等
- ・ 不足する役職・人数について補充選出の公募
- ・ 応募者が定数を超え協議調整が成立しなかった役職についての選挙のご案内（選挙公報、投票用紙等も同封してお届けします）

○もし選挙となった場合、4月下旬頃予定の投票締切日までに投票（郵送）をお願いいたします。

この場合、5月上旬頃までに開票会を行い、当選者を確定いたします。開票会は公開で行います。詳しくは、3月下旬頃発行予定の部会報でお知らせいたします。

○次期役員選出に関する手続は、「学校図書館部会役員選出要綱」に従って進めて参ります。

（要綱は、学校図書館部会ホームページに掲載しております）

以上

部会からのお知らせ

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

学校図書館部会では部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。運営の様子がわかります。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス (gakutobukai@jla.or.jp) 宛にご連絡下さい。

参加にあたっては、(1) 氏名 (本名) (2) 日本図書館協会の会員番号 (図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属 (ない方は不要) (4) メールアドレス をお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。その際は部会連絡先または各幹事までご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

◎研究会・集会・イベント等の開催情報を掲載します

各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望等お問い合わせは、部会連絡先にご連絡下さい。なお、次号の発行は2017年3月頃を予定しています。次々号は2017年6月頃発行予定です。

◎ホームページをご覧ください

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。
<http://www.jla.or.jp/school/index.html> でご覧下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます/皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎部会連絡先・部会代表アドレス

〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303 高橋恵美子 宛
Tel 042-743-1449 (ファクシミリ共)
E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp

《学校図書館部会報 No. 53》

発行日：2016年12月10日

発行者：高橋恵美子

編集担当：堀岡秀清 (東京都立板橋高等学校図書館)

印刷発送担当：中村崇 (東京都立杉並工業高等学校図書館)

学校図書館職員問題検討会報告書

公益社団法人日本図書館協会

学校図書館職員問題検討会

2016 年 9 月

はじめに

1999年の学校図書館問題プロジェクト・チーム報告「学校図書館専門職員の整備・充実に向けてー司書教諭と学校司書の関係・協同を考えるー」（以下「1999年報告」という。）から20年近くたち、学校図書館の条件整備は、十分とは言えないまでも、一定の進捗を見た。

1997年の学校図書館法の改正で、司書教諭の発令が12学級以上の学校に義務付けられた。そして2014年の改正では、学校司書が法に明記された。その配置については努力義務にとどまったが、法律上学校図書館に関わる職員（以下「学校図書館職員」という。）として司書教諭と学校司書が併存することとなった。

1999年報告では、学校司書の資格や養成にまで論及する状況ではなかったが、2013年になって今回の法改正が日程に上ったことにより、当協会としても具体的にこの学校図書館職員両者の関係や学校司書の資格や養成についての検討が必要になってきた。そこで、これらの問題を検討するため、2014年4月に学校図書館職員問題検討会の設置を決めたが、同年6月の法改正への対応が急がれたため、同検討会の活動開始は同年12月となった。

同検討会は学校図書館部会並びに図書館情報学教育部会から推薦された委員16名に理事5名を加えて、計21名で構成された。ほぼ月1回のペースで進められ、各委員の積極的な協力を得てようやく報告書をまとめることができた。

検討に当たっては、2014年3月にまとめられた文部科学省の協力者会議報告「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」や、2015年8月に設置された学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の議論などを参考にした。

報告書の構成は以下のとおりである。

- 1 学校図書館の使命・目的・役割
- 2 学校司書の歴史・現状と資質能力
- 3 学校司書と教職員等との役割分担と協働
- 4 学校司書の資格・養成・研修
- 5 望ましい学校図書館職員制度のあり方

この報告書が、改正学校図書館法の附則で述べられている学校司書の資格や養成のあり方について、現在進行中の文部科学省の協力者会議ほか、文部科学省で取りまとめられる制度設計に反映されることを期待している。また、多くの関係者の理解を得て、今後の学校図書館の整備充実に寄与することを願うものである。

目 次

はじめに	2
1. 学校図書館の使命・目的・役割	4
(1) 学校図書館の使命、目的	4
(2) 学校図書館の役割と利用者像	4
(3) 読むに対して学校図書館が行うこと	5
(4) 学びに対して学校図書館が行うこと	6
(5) 「場」として学校図書館が行うこと	6
2. 学校司書の歴史・現状と資質能力	7
(1) 学校司書の歴史的経緯	7
(2) 学校司書の現状	8
(3) 学校司書の役割・資質能力	9
3. 学校司書と教職員等との役割分担と協働	11
(1) 役割分担と協働の必要性	11
(2) 司書教諭との協働	12
(3) 教職員との協働	13
(4) 他機関の担当者との協働	14
4. 学校司書の資格・養成・研修	14
(1) 学校司書の資格のあり方	15
(2) 学校司書の養成のあり方	18
(3) 学校司書の研修のあり方	21
5. 望ましい学校図書館職員制度のあり方	24
(1) 望ましい方向	24
(2) 将来望ましい学校図書館専門職員制度の要件	24
(3) 今後の課題	25
おわりに	27

1 学校図書館の使命・目的・役割

(1) 学校図書館の使命、目的

1953年に制定された学校図書館法では、第1条で学校図書館は「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」とし、第2条では図書館資料を収集、整理、保存し、利用に供するという図書館のはたらきを通して、学校の教育課程の展開に寄与する、児童生徒の健全な教養を育成するという学校図書館の2つの目的をあげている。

学校図書館は、民主的で自立した市民を育成するために、学ぶ権利と知る権利を支える使命がある。こうした学校図書館の使命は「学校図書館宣言」(ユネスコ・国際図書館連盟、1999年)などに見ることができる。

「学校図書館宣言」では、学校図書館の使命のなかに「学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業、あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。」とある。また同宣言では、使命の最後に「学校図書館のサービスや蔵書の利用は、国際連合世界人権・自由宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。」ともある。さらに学校図書館の目標に「知的自由の理念を誦い、情報を入手できることが、民主主義を具現し、責任ある有能な市民となるためには不可欠である。」とある。1954年に採択された当協会の「図書館の自由に関する宣言」(1979年改訂)では、学校図書館が「図書館の自由に関する宣言」に該当する図書館であることが示された。

(2) 学校図書館の役割と利用者像

学校図書館はすぐれたコレクションと図書館サービスによって、子どもたちの知的好奇心を刺激し、潜在的なニーズを引き出す力を持つ。また、教師にとって、より豊かな授業を構想し実現することにつながる。この報告では、学校図書館の役割を ①資料・情報提供の役割、②教育的役割、③「場」を提供する役割の3つから整理した。

① 資料・情報提供の役割

学校図書館の2つの目的を達成するために、利用者と直接接しての資料・情報提供の役割は重要である。学校図書館の利用者は、主として児童生徒・教職員だが、学校図書館に特徴的なのは、利用者が学校生活をともにする存在であることで、利用者との日常的で密なコミュニケーションを形成することである。そうした密な関係の上で、一人ひとりの多様な関心、個性に応じた資料・情報の提供が行われる。

学校図書館はネットワークの支えによって、求められた資料・情報を学校構成員全員に平等に提供する。多様で幅広い資料・情報を収集し、児童生徒の知的好奇心を刺激・触発することを大事にして、提供する。利用者の状況に応じた特別なサービスや資料提

供も行う。教職員への資料・情報提供では、その過程をととして教育課程の展開に寄与し、豊かな学びを実現する教育的役割に貢献する。

② 教育的役割

学校図書館は、児童生徒個々の自由で自発的な学びや遊びを保障・援助し、児童生徒間の交流を媒介し、児童生徒の情報発信を援助すること等により、児童生徒の成長に貢献する。このことが学校図書館の教育的役割となる。教育的役割には、メディア情報リテラシー（注 1）、探究的な学習、教科の授業や総合学習などにおける活動もあれば、日常的な図書館利用のなかで図書館の理念や役割を伝える活動、児童生徒の主体的な活動である図書委員会を支える活動もある。利用者である教職員はともに授業づくりを行い、またともに児童生徒の活動の場をつくる存在である。授業の内容、活動の内容についてともに話し合う存在であるためには、日常の密なコミュニケーションが必要である。

③ 「場」を提供する役割

利用者との関係が密な学校図書館では、「場」を提供する役割は大変重要である。学校図書館は、児童生徒にとって楽しい魅力的な場所であってはならない。また一人ひとりの多様性が保障され、自由に活動できる場所となる必要がある。学校になじめない児童生徒の居場所となることもあれば、新たな人間関係をつくる場となることもある。さらに教職員も含めた知的な交流の「場」であることで、多様な活動を実現する場ともなる。

（3）読むに対して学校図書館が行うこと

読書は語彙を豊富にし、想像力や創造力を育む。自己形成においても読書が多大な力を持つことは、これまでも指摘されてきたことである。また近年では、ICT 時代の読書や子どもの権利としての読書についても論じられるようになってきた。

例えば、言葉の持つ特性を多様な「メディア」を通して児童生徒に伝え、言葉の魅力、ひいては、「読む」ことの魅力を触発するような学校図書館活動も必要とされているのではないかと。また、特別な支援を必要としている児童生徒に合わせた読書環境の整備、デージー図書も含めた様々な読書資料の提供など、昔ながらの「読書観」に捉われない取り組みが求められている。全ての児童生徒が出会う図書館である学校図書館が果たす役割は大きい。

今、児童生徒の自由な読書を保障すると共に、読みついでほしい本や現代人として共有すべき知識・情報をどう手渡していくのかが問われている。しかしながら、そのために読書を強制し、「読ませる」のではなく、本の魅力を伝えるフロアワークや多様な取り組み（ブックトーク、展示、様々な行事など）、児童生徒がもっと知りたい、どうしてそうなのだろうと触発されるようなしつけや投げかけを日常的に学校図書館で行うことが大切である。

同時に、学校図書館を活用した授業や様々な資料・情報を読み解く力をつける教育活動を、教師と学校図書館職員が連携して展開していくことが重要である。日常的な読書

の積み重ねが、資料・情報を読み解く力を培い、また、授業で学校図書館や資料・情報を活用することで、読書意欲が触発されるというように、「読書」と「学び」は密接に関わりがあるからである。

(4) 学びに対して学校図書館が行うこと

学びにおける学校図書館の支援は、教師と協働して豊かな学習環境を構築し、児童生徒を生涯に渡る学習者や知的自由を守り民主主義を支える自立した市民として育てていくことにある。学校図書館は学校の教育課程の展開に必要な資料・情報を収集、整理、保存し提供する。こうした学校図書館には専門的な知識と技能を備えた学校図書館職員がおり、図書館資料を活用して児童生徒の主体的な学びを支援する。また教師と協力して図書館の利用法、図書館資料の使い方などのガイダンスを行う。

しっかりと整備された学校図書館の存在は、学校の児童生徒一人ひとりの学びに対する興味・関心を広げ、知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を高めることに寄与する。こうした学校図書館は、児童生徒だけでなく教師に対しても、授業や研究を効果的に支援する。授業の準備の段階では提供する資料・情報を通してどのような授業にするか、ワークシートをどうするかなど、教師に対して授業づくりの支援を行う。また授業の実施にあたっては、資料・情報を活用した発表・討論や探究的な学習等の方法を教えたり、メディア情報リテラシーや問題解決能力の育成を支援したりする。授業のなかで教師とともに児童生徒の個別の相談にあたるのも大事である。

これらの支援は、学校の校長、教師、司書教諭、学校司書等の全教職員が連携・協力することによって、はじめて効果的なものとなる。そのためには、学校図書館組織を校務分掌の中にしっかりと位置づけ、能動的に運営できるような体制づくりが必要である。

(5) 「場」として学校図書館が行うこと

①多様で奥行きのある図書館資料、②居心地のいい空間（場）、③そこに集う利用者と④図書館サービスを提供する学校図書館職員の存在—このような図書館の4要素を満たした学校図書館で展開される豊かな図書館活動が、利用者の資料要求を引き出し、世界を広げていく。

多様な図書館資料とは、児童生徒の読みたい資料、読みついでほしい資料、授業展開に必要な資料・情報などがバランスよく構成されたものであり、居心地のいい空間とは、図書館のレイアウトや図書館サービスのあり方も含めたものである。

児童生徒一人ひとりへの資料・情報提供はもとより、ブックトークや広報活動、魅力的な行事等の展開によって、児童生徒の潜在的ニーズを発見し、顕在化し、育てる。そこから新たな人と人との交流が生まれ、新たなつながりをつくりだす。児童生徒の創造力・想像力を刺激し、自由で居心地の良い、しかも知的好奇心に満ちた資料・情報のある空間へと、学校図書館の「ひろば」機能が広がる。

2. 学校司書の歴史・現状と資質能力

(1) 学校司書の歴史的経緯

学校司書は、学校図書館法制定以前から存在し、学校図書館の運営を実質的に支える存在だった。ここでは1997年を起点として学校司書の歩んだ歴史を概観する。

1997年、学校図書館法の一部改正が行われた。この改正により2003年4月から全国12学級以上の学校に司書教諭が発令されることとなった。しかし学校司書にとって切実な課題であった学校司書の法制化は見送られ、それどころか学校司書の雇用を打ち切る自治体が出るなどの問題が起きた。また1999年文部省（当時）は「学校図書館ボランティア活用実践研究指定校事業」を開始し、同年発行のパンフレット『変わる学校図書館PART3』で、学校図書館は司書教諭とボランティアで運営するという学校司書不在の図をつけるなどしている。

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」においても、1997年法改正後の2002年度、2003年度、2004年度調査では、学校司書に関する調査項目がない状態だったが、2005年度調査から調査項目に加えられることになった。以後調査のたびに学校司書の配置率が上がっていく。同時に非正規職員の割合が上昇した。2007年に発足した子どもの読書サポーターズ会議は、2009年に「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」を公表した。この報告において、学校司書は学校図書館の専門スタッフとして明記されることとなった。

2011年12月、2012年度予算案において学校司書配置（約150億円）を含む学校図書館関係の地方財政措置が閣議決定された。このことは、自治体が学校司書の配置を行うことを公的に認めたことを意味していた。2013年8月に学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議が発足、2014年3月「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」が公表された。学校司書の職務に「教育指導への支援」が加わることが明記された。

2014年6月、学校図書館法の改正により、学校司書が法律に記載されることになった。この改正は学校司書を「置くよう努めなければならない」とするもので、学校司書の資格の在り方、養成の在り方等については、附則2項で今後の検討とされた。この改正を受けて2015年8月に学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議が発足した。また2015年12月に中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」が公表され、「授業等において教員を支援する専門スタッフ」として、ICT支援員、外国語指導助手と並んで学校司書があげられている。

以上の経過をたどって、学校図書館には学校司書を置く必要があること、その学校司書は「教育指導への支援」を含む学校図書館運営に必要な専門的・技術的職務に従事する職員であることが明らかにされた。

(2) 学校司書の現状

学校司書は学校図書館の運営全般に責任をもち、日常的に図書館サービスを行う。そのためには、本人の自己研鑽はもとより、安定した雇用と1校1名の専任での配置、研修の質と機会が保障されるとともに、学校の教職員として位置づけられることが必要である。自治体施策としてこのような条件を整備している場合もあるが、全体をみると学校司書の配置は非常勤職員の割合が高く、配置率や雇用条件等、専門的な職務を果たすことが困難な状況にある。

① 文部科学省平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」結果（文科省平成27年12月7日訂正值）より

小・中・高校において、司書教諭発令と学校司書配置がともにある学校は全体の40.7%であり、前回調査の37.9%を上回った。

学校司書は小学校の54.4%、中学校の53.1%に配置されており漸増しているが、常勤職員が配置されている小中学校の割合はわずか1割程度にすぎない。高校は64.5%の学校に配置されているものの常勤職員の配置率は53.5%であり、配置率及び常勤の割合ともに減少傾向にある。なお、この常勤職員には常勤的非常勤職員も含まれており、常勤職員イコール正規職員ではない。（注2）

表1 学校司書の配置率（%）の変化

	小学校	中学校	高校
2010	44.8	46.2	69.4
2012	47.8	48.2	67.7
2014	54.4	53.1	64.4

表2 常勤の学校司書の配置率（%）の変化

	小学校	中学校	高校
2010	9.6	12.7	58.5
2012	8.1	11.7	57.3
2014	9.9	13.2	53.5

出典：表1、表2とも、「学校図書館の現状に関する調査」（2010年度、2012年度、2014年度）により作成。

また、教育委員会が学校図書館の運営のために民間委託を行っているのは、回答のあった1,788自治体のうち3.6%にあたる64自治体であることが明らかになった。

自治体における学校司書の採用条件（公立学校のみ）は図書館法規定の「司書等」が59%で最も多く、「図書館勤務経験等」の16%が続く。学校司書独自の資格がない現状において、学校図書館を図書館として機能させることを優先して考慮しているからであろう。一方、資格・経験を問わない自治体は603自治体（35%）に上る。

② 各地の団体の調査結果より

正規採用の場合は配置形態等が明らかであるが、非正規職員での配置や民間委託の場合はわかりにくい面があり、地域によっては県の図書館協会や市民の活動等で学校司書に関する詳細な調査が行われている。(注 3) それによると、職名は学校司書をはじめ、学校図書館支援員、協力員、補助員等様々であることや、複数校を兼務している場合、他の職務を兼務している場合がある。また、校務分掌に位置づけられていない場合もある。

民間委託の場合、同じ自治体内で複数の事業者が業務を請け負っている場合があることが明らかになっている。

③ 学校司書の現状をめぐる課題

学校司書の全校配置が必要であることはいうまでもない。また、学校図書館法第 6 条に「専ら学校図書館の職務に従事する職員」とあるが、何をもって「専ら」というのかを明らかにする必要がある。「専ら」により「専任」や勤務時間が保障されたわけではない。

勤務時間が短い、あるいは複数校を兼務している場合などは、授業をはじめ教育活動への対応ができないばかりか、教職員の一人としての位置づけが弱く、職員会議や校内研修に参加できないことが少なくない。各学校で組織的に取り組まれる図書館教育に専門的な立場から参画していくためにも、十分な勤務時間と継続性の保障とともに、学校司書が校務分掌に位置づけられることは必須である。

また、民間委託等の場合、「学校図書館法上の学校司書には該当しない」(注 4) と解されている事業者の雇用であり、学校の教職員の一人ではないために、教員や外部との連携が困難であること、現場の課題が設置者の教育施策や運営方針に反映されにくいこと、委託契約という制度上の制約から短期・不安定な雇用条件とならざるを得ず、学校司書に必要とされる「継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積」のための「継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件」(注 5) が維持できないことなど、法令を遵守している場合であってもこの形態そのものが学校図書館にはなじまない。

なお、正規職員の場合は各自治体の学校管理規則や条例等に位置づけられており、研修が保障されていることが多い。

(3) 学校司書の役割・資質能力

① 学校司書の役割

学校司書は、学校図書館の運営全般に責任を持ち、利用者に的確に資料・情報を迅速に提供する役割を担う。そのためには、充実した幅広いコレクションの形成と組織化を行い、利用者がそれらコレクションから必要なものを入手できるよう支援するとともに、図書館ネットワークを駆使して徹底した資料・情報提供を行う。その際、利用者一人ひとりに向き合って相談に応じるなどの支援をすること、利用者のプライバシーを守ることが重要である。

また、学校図書館を活用した授業や授業づくりのサポートのために教師に積極的に働きかけ、児童生徒の学ぶ過程にしていねいにに関わり、検索や学ぶための方法が習得できるようにする。授業やその他の学校生活の時間を通じて、読む楽しみを伝え、読む力が育つように支援することも大切な役割である。こうした授業支援や日常的な図書館サービスとともに、教職員と連携して利用教育を行い、メディア情報リテラシー育成に取り組むことも欠かせない。

多様な図書館資料があり、授業で活用され、行事や展示などのさまざまな活動が展開される学校図書館が、誰もが集える場、情報交流や創造の場として役立つよう留意することも重要である。ここには、読み書きの苦手な児童生徒を含め、すべての利用者の一人ひとりのニーズや個性にしていねいに向き合う姿勢が求められる。

このような学校図書館の活動を通して、利用者の知的好奇心を刺激し、知りたいことを追求できる権利を保障し、児童生徒の主体的な学びと、教師の創意工夫にとんだ授業づくりを支える。そして、学校の教職員の一人として児童生徒の成長を支える役割を持っている。

② 学校司書の資質能力

1の(2)において、学校図書館には、①資料・情報提供の役割、②教育的役割、③「場」を提供する役割の3つがあるとした。この各役割の基礎となる資質能力として、図書館情報学及び教育学に関する基礎的教養が必要である。最初に各役割の基礎となる資質能力をおき、以下①資料・情報提供の役割、②教育的役割、③「場」を提供する役割の順に、学校司書の資質能力を整理したのが表3である。

表3 学校司書に求められる資質能力

資質能力の種類	資質能力の内容
各役割の基礎となる資質能力	・図書館情報学に関する基礎的教養を持っていること ・教育学に関する基礎的教養を持っていること ・児童生徒、教職員などとコミュニケーションをとり、様々なニーズを把握し対応することができること
「資料・情報提供の役割」に関する資質能力	・図書館サービスについて幅広い知識や理解を有していること ・資料・情報について幅広い知識や理解を有していること ・学校・地域の特色を考慮したコレクション形成と組織化ができること ・児童生徒、教職員に資料・情報を伝え、知的好奇心を触発し、徹底した資料・情報の提供に努めることができること ・さまざまなレファレンス質問に的確に対応できること ・最新のICTに通じ、活用できること
「教育的役割」に	・児童生徒の心理や発達、教育内容や方法についての知識や理解を

関する資質能力	持っていること ・児童生徒を、多様な読書へ誘う幅広い知識と教養を持ち、ブックトークなどの技術を有していること ・教師と連携しての利用教育、メディア情報リテラシーの育成ができること ・教師と連携して、学校図書館を活用した授業づくりや、授業支援ができること ・全校的な図書館行事・読書行事の企画実施、児童生徒図書委員会の自主的な活動の支援ができること ・校内外・他機関との連携が取れる発想と企画力、実行力を有していること
「場」を提供する役割に関する資質能力	・学校図書館を魅力的で活気のある場所とし、創造的な学びと交流の場にすることができること ・児童生徒によりそい、安心できる居場所づくりができること ・行事や展示・掲示等を通じて、資料や情報との出会いを演出できること

3.学校司書と教職員等との役割分担と協働

(1) 役割分担と協働の必要性

学校図書館の管理運営、学校図書館が日常的にまた授業等の場面で活用されるために、学校図書館職員（学校司書、司書教諭）と校内の他の教職員さらには他機関の担当者との連携協力や協働が必要である。学校図書館がその役割を効果的に発揮するには、適切な役割分担と協働が求められる。

協働とは、参加者が力を合わせて一つのことを成しとげるという意味を持つだけでなく、力を合わせて共通の課題を解決するという意味を持つ。したがって、担当者間の目的意識の共有が不可欠であり、そのため相互のコミュニケーションを図っていくことが極めて重要となる。

第一に学校図書館職員として、学校図書館法に規定されている司書教諭（第5条）および学校司書（第6条）の両者の関係を検討する必要がある。次に校務分掌や授業における利活用、図書館行事、児童生徒図書委員会活動等で学校図書館の活動に協力してあたる教職員との関係、さらに公共図書館・他の学校図書館・博物館等の外部機関、地域の人材など学校図書館に関わる組織や人との協働も必要である。

1章・2章で見てきたように、学校図書館や学校司書に求められる役割は大きく変化した。この点は役割分担を考えるうえで重要である。2014年6月に学校司書が法制化され、学校司書の役割は重要性を増すことになった。学校図書館担当職員の役割及びその資質

の向上に関する調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」（2014年3月）では、学校司書は各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる、とされた。従来の図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、教育的職務にも関わる必要性が指摘されている。効果的な協働を行うためには、校務分掌の中で学校司書がきちんと位置づけられ、職務を円滑に遂行できる環境がなければならない。役割分担検討の段階から当事者として会議等へ参画し、原案のとりまとめ等に学校司書の意見が反映されることが重要である。

（2）司書教諭との協働

① 学校司書と司書教諭の現状

学校司書の現状は2の（2）でみたとおりである。司書教諭は12学級以上の学校にはほぼ発令されているが、11学級以下では発令のない学校が多い。発令後の学校図書館との関わり方は、学校の状況などにより様々である。両者の役割分担は各学校に委ねられており、自治体や学校の状況により様々な形で行われている。司書教諭発令または学校司書配置のいずれかだけの学校が全体の約4割、司書教諭発令も学校司書配置もない学校も約2割あり、学校司書と司書教諭の協働自体が困難な学校もまだ多い。

② 両者の専門性の相違

学校司書と司書教諭との関係を検討するにあたっては、まず両者がどのような存在であるかを整理する必要がある。ここでは、以下のように考えたい。

学校司書は、図書館コレクションを形成し、学校図書館に常駐して図書館を機能させ児童生徒・教職員に図書館サービスを提供する。また児童生徒の自主的活動への支援や相談その他多様なニーズに柔軟に対応してその成長に貢献すると共に、教師の授業づくりをサポートし、教育活動に関わる専門職員である。

司書教諭は、学校図書館を率先して授業に活用し、学校図書館を活用した教育活動（授業等）の有効性を校内に発信し、計画的に推進する教諭である。

③ 両者の役割分担や協働を考える際の基本的な考え方

基本的な考え方として、学校司書と司書教諭、相互の専門性が尊重されることがきわめて重要な原則である。

従来の文科省の有識者会議等では、役割分担例として、司書教諭は主に経営的・教育的な職務、学校司書は主に専門的・技術的な職務といった整理がされている。しかし同時に、配置状況や校務のバランス等を考慮して、各学校の実態に応じて柔軟に対応し、実際には両者が協働して職務に当たるとの指摘もされている。

例えば、両者の役割分担や協働関係を考える場合、学校司書は専門職としての専門性を生かして学校図書館の運営面での主たる担当者となり、司書教諭は、教諭としての専

門性を生かし授業での活用を推進する主たる担当者となることが想定される。その上で、両者が十分に論議し、それぞれの特徴を生かして対等かつ主体的に職務を遂行していくことが大切である。

④ 役割分担及び制度上の問題点

教職員に学校図書館や学校司書の役割に対する十分な理解がない状態で役割分担を行うと、学校司書や学校図書館の活動範囲をかえって狭めることになりかねないとの問題がある。学校司書は、多くが非正規職員で学校組織の中での位置づけも曖昧であり、司書教諭の補佐的存在とされてきた学校が多く見受けられる。学校司書と司書教諭の役割分担は、法制化により学校司書に期待される役割が拡大した現状に合わせて検討される必要がある。また、学校内において、2章で定義したような学校図書館の使命・目的・役割が理解され、学校司書は専門知識をもって職務にあたる専門職員であり、単なる司書教諭の補佐ではないと認識されることが不可欠である。

学校図書館の専門的職務を担うことが本務である学校司書には、学校図書館の主たる担当者・専門職員としての法的な位置づけがなく、また配置・雇用状況は様々である。法的には学校図書館の専門的職務を掌（つかさど）るとされる司書教諭は、学校図書館の専門的職務を本務としない教諭の充て職である。このような現在の職員制度そのものが学校司書と司書教諭の協働を妨げる一因となっている。

なお、役割分担が不可能な場合、当面は役割分担をあえて明確にしないことも含め、状況に応じて柔軟に考えることも必要である。結果として学校司書の職務が制限されることになるのは適切でないことに留意する必要がある。

（3）教職員との協働

学校図書館は、さまざまな場面で司書教諭や図書館係教師以外の教職員と協働することで有効に機能する。教職員との協働では、主に次の4つが考えられる。学校図書館運営、授業における利活用、図書館行事・児童生徒図書委員会活動、児童生徒への個別の対応である。学校の教職員の一員として学校全体の教育計画作成に参画することもある。

① 学校図書館運営

ともに学校図書館運営にあたる存在として司書教諭以外の図書館係教師との協働がある。運営に関わる全体計画・活動計画等を合議し作成する、教職員・児童生徒の図書館利用を推進する、図書館係主催の図書館行事を企画・実施する、その他の図書館の仕事を分担して行う、などがある。ボランティアがいる場合は、ボランティアのコーディネート、またコミュニティ・スクール（学校運営協議会）との連携協力も含まれる。円滑な学校図書館運営には管理職の理解も欠かせない。係の教師と協力して管理職へも働きかける。

② 授業における利活用

授業における利活用では、特に教科担任、学級担任との協働が必要である。学校司書

は、教科担任、学級担任と協力して当該授業の計画、授業づくりを行い、必要な図書館資料を準備し、ガイダンスやブックトークなどを行う。調べ学習の際にはティーム・ティーチングの一員として授業に加わり、児童生徒の個別の相談にあたる。授業内容によっては、養護教諭・栄養教諭等との協働も必要になる。児童生徒の学びを豊かにするために、教科担任、学級担任、その他の教職員等との協働は重要である。

⑧ 図書館行事・児童生徒図書委員会活動

図書館行事が全校行事となっている場合、全教職員との協働が必要である。全教職員と協働することで実りある行事を行うことができる。児童生徒図書委員会活動においては、担当の教師と協働して、児童生徒図書委員の活動への意欲を引きだし、自主的な活動を支援する。

④ 児童生徒への個別の対応

学校図書館ではさまざまな事情を抱えた児童生徒と出会うことがある。学校図書館を居場所とする児童生徒もいる。問題を抱えた児童生徒に対しては、状況に応じて、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、教育相談員等との協働が必要である。

(4) 他機関の担当者との協働

現在の学校図書館は、公共図書館や博物館等と連携協力したり、学校図書館ネットワークを構築したりして、地域の読書活動や学習活動を支援する。学校図書館と他機関との連携協力には、図書館資料の相互利用（もの）、連絡相談等の情報共有（情報）、業務の分担協働（人）など大きく3つの側面からなる多様な結びつきがある。こうした他機関との連携協力の中で最も重要なのが、学校図書館と公共図書館の連携協力である。学校図書館と公共図書館の連携協力は、学校と地域社会との結びつきを強め、学校教育をより豊かなものにしていくために重要な役割を果たしており、学校図書館は連携協力の窓口としての役割を積極的に担っていく必要がある。

こうした学校図書館と他機関との連携協力を支えているのが、学校司書を中心とする学校図書館職員と他機関の担当者との協働である。学校図書館職員と協働する他機関の担当者には、教育委員会の指導主事、学校図書館アドバイザー、学校図書館支援センターのスタッフ、公共図書館の司書、各種ボランティア等があり、現在その構成は非常に多様になっている。こうした他機関の職員との協働は、学校司書が調整役としてリーダーシップを積極的に発揮していくことが求められる。こうした連携協力の遂行には、企画立案能力や実行力、さらにコミュニケーション能力等さまざまな能力を育成していくことが必要となる。

4. 学校司書の資格・養成・研修

学校司書の配置はこれまで全国の自治体が主体となって進められてきたが、雇用形態

が多様であるため、学校司書の資質能力も様々であり、学校図書館業務を行うために必要な水準に達していない場合もある。そこでこの水準を一定レベル以上に整える方策として、学校司書資格の創設及び養成・研修について以下に提案する。

(1) 学校司書の資格のあり方

資格制度を考えるにあたって、現状の司書資格や司書教諭資格をそのまま用いることも考えられる。しかし、現状の司書資格は、図書館法による公共図書館を前提とした資格制度であり、学校図書館に関する教育が十分ではない。司書教諭資格は、教員免許状の取得を前提とするため単位数は増やせないという制限はあるものの、5科目10単位と図書館情報学を理解するには、科目数、単位数ともに十分でない。

その一方で、学校司書に必要とされる資質能力は広い範囲にわたっている。2の(3)では、学校司書の資質能力として表3にまとめている。その必要とされる資質能力について、具体的な講義内容に読み替えていく。以下、表3で示された4種類の資質能力の種類、内容について、対応する講義内容を表4として示した。

表4 学校司書に求められる資質能力と具体的な講義内容の対応

資質能力の種類	資質能力の内容	具体的な講義内容
各役割の基礎となる資質能力	・図書館情報学に関する基礎的教養を持っていること ・教育学に関する基礎的教養を持っていること ・児童生徒・教職員などとコミュニケーションをとり、様々なニーズを把握し対応することができること	・学校図書館をはじめとした各館種の図書館について、制度・機能・役割について理解を図る。特に、図書館の歴史と現状、知的自由の問題、各館種図書館の制度・機能・役割と相互の連携、図書館情報学、図書館職員などについて学習する。 ・教育の理念並びに教育に関する歴史および思想、児童生徒の心身の発達および学習の過程、教育に関する社会的、制度的または経営的事項について学習する。 ・児童生徒・教職員をサービス対象とする学校図書館サービスの機能と役割を理解し、具体化するためのコミュニケーションのあり方を身につける。

「資料・情報提供の役割」に関する資質能力	・図書館サービスについて幅広い知識や理解を有していること ・資料・情報について幅広い知識や理解を有していること ・学校・地域の特色を考慮したコレクション形成と組織化ができること ・児童生徒・教職員に資料・情報を伝え、知的好奇心を触発し、徹底した資料・情報の提供に努めることができること ・様々なレファレンス質問に的確に対応できること ・最新のICTに通じ、活用できること	・資料・情報の提供、連携・協働、特別支援・多文化サービス、著作権、コミュニケーション等の図書館サービスの基本を理解する。 ・図書資料・視聴覚資料、ネットワーク情報資源を含む電子資料等の図書館情報資源の概要について学習する。特に、それら情報資源の生成から流通、選択・収集、さらに蓄積・保管等の幅広い知識を身につける。 ・それぞれの学校が置かれた地域、校種・利用者に応じた学校図書館のコレクションを構築する力、NCR（日本目録規則）、NDC（日本十進分類法）、BSH（基本件名標目表）等を理解し、応用する力をつける。 ・各種の情報サービスについて理解し、児童生徒・教職員に資料・情報を伝える方法（図書館だより、教職員向け広報、新着書案内ほか）及び資料・情報の探索法を学習する。 ・児童生徒・教職員に対するレファレンスサービス、情報検索サービス等のサービス方法について学習する。また、レファレンスサービスから図書館利用教育へ結びつける視点、さらにはメディア情報リテラシーを児童生徒に伝える視点を身につける。 ・最新のICTを活用した学校図書館サービスについて学習する。図書館管理システム、データベースやネットワークの基礎等も含む。
-----------------------------	--	---

「教育的役割」に関する資質能力	・児童生徒の心理や発達、教育内容や方法についての知識や理解を持っていること ・児童生徒を、多様な読書へ誘う幅広い知識と教養を持ち、ブックトークなどの技術を有していること ・教師と連携しての利用教育、メディア情報リテラシーの育成ができること ・教師と連携して、学校図書館を活用した授業づくりや、授業支援ができること ・全校的な図書館行事・読書行事の企画実施、児童生徒図書委員会の自主的な活動の支援ができること ・校内外・他機関との連携が取れる発想と企画力、実行力を有していること	・「教育とは何か」を理解し、教育心理学、発達心理学の基礎及び教育内容（学習指導要領等）、教育方法について学習する。さらに特別な支援を必要とする児童・生徒の教育について学び、学校図書館の利用やコミュニケーションに困難を抱える利用者を支援するための基礎的な知識と心構えを身につける。 ・児童生徒の発達段階に応じた学校図書館における読書教育の理念と方法を学習する。口頭での本の紹介、読み聞かせ、ブックトーク等の技術を身につける。 ・図書館利用教育の方法（オリエンテーション、各種資料の使い方等）とそのあり方を学習する。情報リテラシー、探究的な学習、メディアリテラシーにおける学校図書館の役割を理解する。 ・様々な教科における授業の連携事例について学び、授業のための資料・情報の提供、ワークシート等の作成など授業支援のための学校図書館サービスの実践を学習する。 ・各種行事の企画・実施に結びつける方法、児童生徒図書委員会活動のあり方等について学習する。 ・学校外のさまざまな他機関の職員と連携・協働し、授業に取り入れる等の方法について学習する。
「場」を提供する役割に関する資質能力	・学校図書館を魅力的で活気のある場所とし、創造的な学びと交流の場にすることができること ・児童生徒によりそい、	・学校図書館施設の環境のあり方の重要性を学び、学校図書館を活性化することで創造的な学びと交流の場となることを理解する。 ・教育心理学と発達心理学の基礎を学んだ上

	安心できる居場所づくりができること ・行事や展示・掲示等を通じて、資料や情報との出会いを演出できること	で、発達段階に応じた児童生徒との接し方とカウンセリングマインドについて学習する。 ・学校図書館の場としての活用のあり方を学び、全体のレイアウト、学校図書館メディアの配置、展示や掲示における資料・情報の活用方法を理解する。
--	---	--

資格のあるべき姿として、既存の関連資格の養成科目をベースにしながら学校司書の専門性が認識できるような知識やスキルを身につけたことが証明される資格を作るべきである。

一方で、3の(3)では教職員との協働の必要性が指摘されたが、こうした内容については既存の資格養成科目だけでは十分に扱えない内容である。このため、本報告書では既存の司書資格、司書教諭資格に設定されている科目だけに限らず、教職課程まで範囲を広げ、場合に応じて、これらの資格や課程に含まれない独自の科目についても検討対象とした。以降、4の(2)ではこうした前提に基づき、具体的な科目を提案している。

なお現職者が保有しているスキルや知識との差異を埋めるために、現職者に対して個人の必要に応じて教育機関で繰り返し再教育を受けられる「リカレント教育」についても対策が必要であろう。これは養成というよりは研修に関わる箇所であるため、詳細は4の(3)で扱うものとする。

(2) 学校司書の養成のあり方

① 養成カリキュラムのあり方

4の(1)をふまえて、ここでは学校司書の養成について述べる。まずは養成カリキュラムについて検討する。

学校司書の養成は、現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことを前提とする。その養成カリキュラムには、大きく次の3つの方向性があり得るだろう。1つには、司書や司書教諭と同様に学校司書についても独自のカリキュラムを構築することである(すなわち全て独自の科目で構成する)。2つには、司書、司書教諭、教職のカリキュラムに存在する科目のなかから学校司書の養成に資すると考えられる科目を組み合わせてカリキュラムを構築することである(独自の科目は一切設けない)。3つには、前述の1つめと2つめの折衷型、すなわち、司書、司書教諭、教職のカリキュラムに存在する科目と独自の科目を組み合わせてカリキュラムを構築することである。

4の(1)でも述べたように、本報告書では「既存の関連資格の養成科目をベースにしながら学校司書の専門性が認識できるような知識やスキルを身につけたことが証明される資格を作るべきである」「既存の司書資格、司書教諭資格に設定されている科目だけ

に限らず、教職課程まで範囲を広げ、場合に応じて、これらの資格や課程に含まれない独自の科目についても検討対象とした」との立場をとる。専門性が確保された学校司書を養成するには、求められる資質能力の涵養に資する充実したカリキュラムが求められることはいうまでもない。しかし、同時に、養成を担う大学及び短期大学と資格を取得しようとする学生の双方にとって、負担が過重とならないような配慮も必要となる。

したがって、前述の 2 つめ、または 3 つめにあげた形でのカリキュラムの構築が妥当であろう。また、求められる資質能力を担保するためには、学校司書の資格取得に必要な単位数として、司書資格取得に必要な 24 単位を下回らない単位数とすることが望ましい。

② 養成カリキュラムの科目構成

2 の (2) において学校司書に求められる資質能力を示し (表 3 参照)、その資質能力について前節において講義内容への読み替えを提示している (表 4 参照)。前述した養成カリキュラムのあり方をもとに、資質能力と講義内容に対応する具体的な科目名を例示すると表 5 のようになる。

③ 養成科目の担当者

学校司書の養成カリキュラムとその科目の担当者についても検討する必要がある。

養成科目のなかにおいて、特に学校図書館に関する科目を担当する者にあつては、教育の質の保証という観点からも、学校図書館に関する学識 (研究業績ないし実務経験) を有する者であることが望ましい。

しかしながら、現状では、図書館情報学や学校教育学の領域において学校図書館を専門とする研究者は少なく、また、大学及び短期大学において講師としての任用審査に適合するような研究業績等を有する学校図書館実務経験者も多いとはいえない。

担当者の確保と教育の質の保証については、養成カリキュラムを開設・運用しようとする大学及び短期大学の努力によるところが大きい。同時に、日本図書館協会や関連学会・研究会としても、学校図書館に関する研究の振興と教育の質の向上に資する取り組みを進める必要がある。

④ 現職者に対する措置

現職者が学校司書資格を取得することができるように、実務経験等による単位認定も適切に設定しつつ、現職者に対する研修やリカレント教育の好機ともとらえ、一定の科目の受講を奨励する方向で考えるべきだろう。

そのためには、現職者が受講しやすい機会と環境を用意する必要がある。例えば、①司書講習や司書教諭講習と同様に、夏期に学校司書講習を開講する、②インターネットや放送等を活用した通信教育プログラムを開講する、などである。

なお、現職者の受講にあたっては、経済的負担への考慮も欠かせない。司書教諭講習同様に実費以外は無償で受講できるようにしたり、何らかの補助が受けられるような制度の導入も望まれる。

表5 養成カリキュラムの科目構成案

学校司書に求められる資質能力	A 案（既存科目のみ）		B 案（既存科目＋独自科目）	
・各役割の基礎となる資質能力	学校経営と学校図書館（司書教諭）	2	学校図書館総論（独自）	2
	図書館概論（司書）	2		
	教育原理（教職）	2	教育原理（教職）	2
・「資料・情報提供の役割」に関する資質能力	図書館サービス概論（司書）	2	学校図書館サービス・活動論（独自）	2
	情報サービス論（司書）	2		
	情報サービス演習（司書）	2		
	図書館情報資源概論（司書）	2	図書館情報資源概論（司書）	2
	情報資源組織論（司書）	2	情報資源組織論（司書）	2
	情報資源組織演習（司書）	2		
	図書館情報技術論（司書）	2	図書館情報技術論（司書）	2
・「教育的役割」に関する資質能力	教育心理学（教職）	2	教育心理学（教職）	2
	読書と豊かな人間性（司書教諭）	2	読書と豊かな人間性（司書教諭）	2
	学習指導と学校図書館（司書教諭）	2	学習指導と学校図書館（司書教諭）	2
			特別活動論（教職）	2
・「場」を提供する役割に関する資質能力	図書館施設論（司書）	1	図書館施設論（司書）	1
			生徒指導・進路指導論（教職）	2
	【図書館サービス概論】 【教育心理学】		【学校図書館サービス・活動論】 【教育心理学】	

上記の資質・能力を総合的に活用する			学校図書館特論 (独自)	2
			学校図書館総合演習 (独自)	2
		27		27

※表中の[]科目は再掲

(3) 学校司書の研修のあり方

① 研修の必要性と条件整備

ア 研修が必要な理由

学校司書に必要とされる資質能力は社会の環境や教育政策の変化に応じて変化する。そうした変化に応じた一般的・専門的な資質能力を身につけていくためには、働きながら資質能力を高めることが求められる。特に学校司書は、一人職場のところが多いため、同僚との研鑽の機会が限られることから必要性が高い。

イ 研修参加にむけた条件整備

研修には、現状、教育委員会主催で行うもの、そして学校教育・学校図書館に関わる研究会・研究団体が行うものがある。こうした研修に学校司書が参加するためには、教育委員会および管理職の理解が不可欠である。そのために主に管理職を対象とし、学校図書館、学校司書の理解を深める説明会の開催などが求められる。

少人数の職場である学校図書館の職員が外部の研修に参加するためには、学校図書館運営を学校内で連携して実施する体制の整備も必要である。自らが不在である時の運営を任せることができることによって、初めて安心して外部の研修に参加が可能になる。

また、教育委員会、学校関係者に対して、研修の必要性を認識してもらうためには、学校図書館法第6条2項の周知、国や県教育委員会における研修プログラムの実施及びその周知、などが効果的であろう。

非正規職員については、地域によって研修派遣の体制に格差がみられ、不十分な体制にとどまっているところも多い。しかし、実態として、多くの学校図書館が非正規の学校司書に担われている現状を踏まえ、研修機会確保は特に配慮が必要である。

ウ eラーニング

少人数での運営が基本である学校図書館では、研修のために職場を離れることが難しい。eラーニング（ネットワークを活用した教育）はその一つの解決策である。eラーニング教材を整備し、自由に活用できるようにすることで、職場を離れずに研修を受講する機会が生まれる。また、そうした教材を地域の集合研修に活かしてもらうことで、より密度の濃い研修が可能になる。この場合、事前の学習をeラーニングで済ませ、集合研修ではディスカッションやグループワークが中心となるであろう。

また、最近は各種会議やシンポジウム、研修がYouTubeなどにより配信されることも

多くなってきた。そうした情報通信技術を使うことも、職場を離れずに研修を受講する機会拡大につながるであろう。

② 研修制度

ア 設置者等が実施する研修

学校司書の研修に第一義的に責任を持つのは、国、自治体である。自治体は、学校図書館支援センターや地域の公立図書館と連携を取り、学校司書の専門性を向上する研修実施に努める。地域の学校司書のニーズを踏まえた研修メニュー提供が肝要である。その際、公立学校にとどまらず国立・私立学校に勤務する学校司書にも研修の機会を提供する。司書教諭との合同研修の開催、学校内における連携強化にも配慮する。さらに、国、自治体には勤務年数、研修受講経験などに応じた研修メニューの提供が望まれる。

他にも図書館関係団体、大学などはそれら実施主体と連携して研修を提供するとともに、自ら主体的に研修に取り組むことが望まれる。例えば、当協会は、現在の研修事業委員会が実質的に公立図書館の研修のみを対象としていることから、新たな学校司書向けの研修を企画実施する組織を立ち上げることが期待される。そこでは、企画実施とともに研修実施状況（実施時期、内容等）の情報を収集し公開するとともに、研修講師となりうる人材の情報を広く提供していく。

また、大学においては、現職者に対する研修機会の提供とともに、科目等履修生の制度活用により、大学で開講される科目を受講させる機会の提供も検討するべきである。

イ 自主的、自律的な研修

②のアで述べた設置者等による研修とともに、地域や学校種で異なるニーズを踏まえた研修メニューの提供も必要である。学校図書館界では、地域の学校司書が集まって任意的な団体が作られ、自分たちの関心に応じて、テーマを設定し研修を実施しているところがある。

そうした場では、時時のテーマに応じて、先進事例が紹介され、それがよい刺激となり、多くの実践につながってきたことはよく知られている。また、そうした機会を通じて、日頃共有できないさまざまな悩みなども共有され、そのことが仕事の励みになることも多い。こうした自主的、自律的な研修の役割を十分踏まえ、研修制度における一つの柱とすることが望まれる。

ウ 研修の動機づけ

資質能力の向上の基本は、自ら学ぶことである。このことの認識を学校司書養成段階で十分深めることがまずは重要である。また、自ら学ぶことを支えるためには、学校司書の仕事を継続して行えることの保証も求められる。

その上で、専門職として継続的に自己研さんに励むことを支援する制度構築が望まれる。具体的には研修受講の証明書などの発行が考えられる。

③ 研修の形態と内容

研修の実施形態としては、講義、ワークショップ、実技など多様な形式が考えられる。

研修によって身につけようとする資質能力によって適宜選択することが望ましい。

研修の内容としては、表6が考えられる。表は一例であり、学校教育や情報技術の進展に合わせて適宜修正すべきである。さらに、研修の受講者が持つ資質能力の程度によって、研修内容も変化させるべきである。現状においては同じ学校司書であっても、大学・講習等での司書・司書教諭関連科目の履修状況が異なる。また、経験年数も異なる。

表6 学校司書を対象とした研修内容

資質能力の種類	研修のテーマ（例）
各役割の基礎となる資質能力	学校教育における学校図書館の意義
	図書館に関わる知的自由（ユネスコ/IFLA 学校図書館宣言・IFLA 学校図書館ガイドライン・図書館の自由）
	学校図書館に関する法律と各種の基準
	学校図書館の経営
	教育課程と学校図書館
	対人関係に関わる技術
	学校のしくみ（校務分掌・予算執行）
「資料・情報提供の役割」に関する資質能力	児童生徒向け資料・情報の種類と収集・整理・保存・除籍
	資料・情報の提供（予約制度・レファレンスサービス・読書案内）
	ブックリスト、パスファインダー等の作成
	図書館からの情報発信
	図書館システムの管理・運用
	ICTに関わる知識と活用
「教育的役割」に関する資質能力	読書教育の意義と役割
	読書へのアプローチ（読み聞かせ・ブックトーク・アニメーションほか）
	メディア情報リテラシー教育（探究的な学習、情報リテラシー・メディアリテラシー）
	司書教諭等の学校図書館に係る教職員との協働
	図書館資料を活用した授業の実践、図書館が行う授業支援と方法
「「場」を提供する役割」に関する資質能力	児童生徒図書委員会や読書クラブ等の活動
	児童生徒の発達段階に応じた関わり方
	合理的配慮に関する知識と方法

	レイアウト・ディスプレイ・展示・掲示
	地域・PTA・ボランティアとの連携

5. 望ましい学校図書館職員制度のあり方

(1) 望ましい方向

現行学校図書館法では、司書教諭と学校司書の二つの職の規定がある。望ましい学校図書館職員制度という点では、司書教諭は教員が交代で発令される「充て職」であり、学校司書は専門的職務にあたる諸条件（専門・専任・正規）が明確でないなど、どちらも不十分な規定となっている。本報告書では、こうした現状に対し、当面の対応として学校司書と司書教諭との協働、教職員との協働を含め、学校司書の資格、養成、研修についての考え方等をまとめた。これらの考えに基づいて学校図書館職員制度の改善が図られるよう、努めなければならない。そうした改善の努力とともに、将来の学校図書館職員制度をどう考えるかについての検討が必要である。

将来の学校図書館職員制度としては、1999年報告で将来的には「教育学と図書館学の専門教養を習得した単一の学校図書館専門職員を、新たな教育専門職員として必要に応じて複数配置するような制度」が望ましいとしている。

現在、学校司書の実践は多様に展開している。このことは学校司書を著者、あるいは著者の一員とする著作が多数出版されている点からも伺うことができる。なかには学校図書館の経営的職務を学校司書が中心となって担い、学校図書館の利活用に理解のある教員がこれをうまく活用して教育活動に生かしているケースもある。

現時点での学校司書、司書教諭は、学校図書館専門職員制度の位置づけとして両方とも不十分であり、日本において今まで実現することのなかった学校図書館専門職員制度の確立を展望することが必要である。そのためには、現行法を改正し、新たな学校図書館専門職の設置及び配置と、その専門性の発揮を保障する職務内容や地位及び権限を、法律に規定することが望ましい。すなわち、図書館情報学と教育学の専門教養を習得した単一の学校図書館専門職員を創設し、新たな教育専門職員（注 6）として全校に（必要に応じて複数）配置する制度である。この新たな制度は、学校司書と司書教諭が合流する制度として構築する必要がある。

(2) 将来望ましい学校図書館専門職員制度の要件

新たな単一の学校図書館専門職員を設置及び配置（必要に応じて複数配置）し、その専門性に相応しい職務内容や地位及び権限を、法律に規定する望ましい要件は以下のとおりである。

- a 専門の職：学校図書館専門の職としての募集・採用・任用・研修が必要であること。
- b 専任の職：学校図書館に常駐することができ、複数校兼務がないこと。学校図書館

の職務に専念できること。

c 正規の職：フルタイムの正規職員として全校に配置すべきこと。

d 教育専門職：授業や担任を専門性の中心に置く一般の教師とは専門性が異なる別種の教育専門職とすること。

なお、仮に単一の学校図書館専門職が制度化されたとしても、教師との協働は必要である。学校図書館の運営や活用には学校図書館専門職員と教師双方の専門性を生かすことが望ましい。運営面についての専門的職務は新たな学校図書館専門職員が主として担うとしつつも、運営・活用の両面、特に授業での活用にかかわる面において教師の専門性を生かす方策も、今後なお検討する必要がある。

また、諸外国で見られるように、単一の学校図書館専門職員の制度創設をした場合であっても、専門的職務以外の単純作業や庶務的な事務作業に関して補助的職員を必要とするとの意見があった。

さらに本検討会では、現行の二職種制度の充実を支持する意見もあった。

(3) 今後の課題

法改正後の当面の課題として、学校司書の非正規職員化の進行、学校図書館の民間委託、職員派遣が広がっていることが大きな課題となっている。自治体に対し、こうした状況の改善を訴えるためには、学校司書が学校図書館に固有の専門性を有する職員であることを伝えていかなければならない。

今後の学校図書館の整備充実を進めるために、当協会を含む学校図書館関係団体や当事者は、広く社会の理解と協力を得る必要がある。具体的には次のような課題に取り組むことを提起したい。

① 当面の課題

- ・学校教育の現場において、学校図書館の役割についての理解を広げること。
- ・学校司書と司書教諭、教諭との協働関係のもとに学校図書館実践の充実をはかること。
- ・学校司書の配置について、国や自治体に対し、資格所持を要件とする、1校1名の勤務とする、正規職員とするなどの施策を求めること。
- ・自治体に対し、学校図書館の整備充実（予算措置・ネットワーク化等）、学校司書等の研修の具体化を求めること。
- ・文部科学省の策定した「学校図書館ガイドライン」や「学校司書のモデルカリキュラム」を検討し、国や自治体に対しその実効性のある取り組みを求めること。

② 将来的な課題

- ・新たな学校図書館専門職員制度の実現に向けて、図書館界、さらには社会全体の合意を形成する取り組みを行うこと。
- ・新たな学校図書館専門職員制度の詳細な内容や現職者の移行措置等、より具体的な制度の検討を進めること。

(注 1) メディア情報リテラシー (Media and Information Literacy) は、ユネスコと IFLA (国際図書館連盟) が提唱する新しいリテラシー概念である。ユネスコの定義では、情報リテラシーとメディアリテラシーを統合し、関連するリテラシー概念を含み、情報リテラシー、メディアリテラシーのほかに、図書館、表現の自由・情報の自由、デジタル、コンピュータ、インターネット、ゲーム、映画、テレビ、ニュース、広告の 12 のリテラシーで構成されている。

(注 2) 同調査では学校基本調査上の常勤的非常勤職員は常勤職員に該当するとなっている。常勤的非常勤職員は、①学校の職員として正式に発令されており、②勤務形態が本務の職員とほぼ同じであり、③任用期間が実態として 1 年以上継続することが明らかであり、④規定による給与が支給されているものをいう (文部科学省平成 28 年度「学校基本調査の手引」各校種の調査票作成要領より)。

(注 3) 富山県図書館協会は県内公立小中学校の学校図書館職員配置状況について調査を実施している。また、市民の立場からの調査として「学校図書館を考える全国連絡会」や「石川学校図書館を考える会」、「学校図書館を考える会・静岡」等によるものがあり、そのほか各地の市民の会が随時調査を行う場合もある。

(注 4) 2015 年 3 月 10 日第 189 国会衆議院予算委員会第四分科会における質疑答弁による。

(注 5) 2014 年 6 月 11 日衆議院文部科学委員会、2014 年 6 月 19 日参議院文教科学委員会における学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議による。

(注 6) 「教育専門職」は学校図書館問題プロジェクト・チーム「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて」(1999) で用いられた用語である。

おわりに

本検討会は、将来の学校図書館専門職員のあり方及び学校図書館における司書教諭と学校司書の協同関係についての検討、必要に応じての意見表明等を目的として設置された。2014年法改正の後、学校司書の資格・養成・研修についての考え方をまとめることが課題となり、本報告書としてまとめた。

2016年8月末、本報告書の最後のまとめ作業の最中に、文部科学省の学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の第7回会議が開かれ、「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（素案）（以下「報告（素案）」という。）が示された。

改正学校図書館法第6条は「（略）（学校司書）を置くよう努めなければならない。」と学校司書の設置については努力義務に終わっているが、同じ第6条第2項では「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と研修等の必要性を謳っている。さらに、附則において「国は、（中略）学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と、国の任務を述べている。

このような新しい状況のもとで、「報告（素案）」において、学校図書館の望ましいあり方を示す「学校図書館ガイドライン」が提示されたことは、重要である。ともすれば、設置主体のさまざまな考え方のもとで、広く認識される学校図書館のあるべき姿が見えにくくなっていたと思われるからである。今後、このガイドラインが広く周知され、学校図書館改善のよりどころとなることを願う。

また、本報告書で力点を置いた、学校司書の資格・養成・研修に関して、「報告（素案）」では、「学校司書の資格・養成の在り方について」としてまとめられ、モデルカリキュラムが示された。しかし、その実現にはなお課題もある。このモデルカリキュラムが確実に実施されるためには、学校司書の資格認証のあり方、すなわち資格を認定する組織と養成科目の質を保証する制度創設についても、検討されなければならない。

いずれにしても、本報告書の提言とともに、「報告（素案）」の「今後求められる取組について」で示されている諸課題が確実に克服され、学校図書館の整備充実が進展することを心から期待する。

また、本報告書が学校図書館に関わるさまざまな方々にとって、今後の議論や活動に役立つことを願っている。

最後に、本報告書（案）に対する意見募集に、ご意見をお寄せいただいた皆様にお礼申し上げます。

日本図書館協会学校図書館職員問題検討会委員

学校図書館関係者

- 梅本 恵 (元岡山市立中学校)
金澤 磨樹子 (東京学芸大学附属世田谷小学校、前三鷹市立小学校)
岸 洋子 (東京都杉並区立中学校)
後藤 敏恵 (岡山市立高島小学校)
佐藤 千春 (元東京大学教育学部附属中等教育学校)
田沼 恵美子 (元日野市立小学校・中学校)
田村 修 (神奈川県立向の岡工業高等学校)
永井 悦重 (元岡山市立中学校)
中村 崇 (東京都立杉並工業高等学校)
鳴川 浩子 (玉川聖学院中等部・高等部)
水越 規容子 (元町田市立中学校)
山本 恵美子 (島根県立出雲養護学校)

図書館情報学研究者

- 今井 福司 (白百合女子大学)
野口 武悟 (専修大学)
平久江祐司 (筑波大学)
松本 直樹 (大妻女子大学)

理事

- 大場 高志 (常務理事)
小田 光宏 (理事・図書館情報学教育部会長・青山学院大学)
高橋 恵美子 (理事・学校図書館部会長)
谷口 豊 (常務理事)
*山本 宏義 (副理事長)

五十音順 *は座長